

○岡山理科大学教育学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学教育学部履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第9条及び第29条第4項に基づき、教育学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(コース)

第2条 岡山理科大学教育学部の各学科に、次のとおりコース並びに各コースの募集人員を設ける。

| 学科     | コース        | 募集人員 |
|--------|------------|------|
| 初等教育学科 | 小学校教育コース   | 70名  |
| 中等教育学科 | 国語教育コース    | 60名  |
|        | 英語教育コース    |      |
|        | 国際日本語教育コース |      |

(教育課程の編成)

第3条 学則第2条の3第6項に定める教育研究上の目的を達成するため、次の科目区分により体系的に授業科目を編成する。

(1) 基盤教育科目

基盤教育科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うことを目的とし、「ライフ・キャリアデザイン系科目」「人間・社会科学系科目」「科学技術系科目」「外国語系科目」「ブランド系科目」で構成する。

(2) 専門教育科目

専門教育科目は、教育学部の専門分野に関する科目群であり、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教育実践に関する科目」「グローバル教育課題に関する科目」及び「体験・探究活動に関する科目」によって構成する。

(3) 学芸員関連科目

学芸員関連科目は、学芸員資格を取得するために必要な科目で構成する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第4条 1単位の学修時間は、学則第11条に基づき、教室内時間(授業時間)及び教室外時間(自学自習時間)を合わせて45時間とし、授業科目の単位数は授業の方法に応じて、次のように定める。

(1) 講義及び演習は、授業時間15時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、授業時間30時間をもって1単位とする。

2 開講する授業の科目名、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

3 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅱのとおりとする。

4 学芸員資格取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅲのとおりとする。

(授業時間)

第5条 授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

| 1時限        | 2時限         | 3時限         | 4時限         | 5時限         |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 9:10~10:40 | 10:55~12:25 | 13:15~14:45 | 15:00~16:30 | 16:45~18:15 |

(授業科目の履修)

第6条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。ただし、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は、申請により履修することができる。修得した単位の取扱いは第13条に定める。なお、初等教育学科の学生は所属学科の「国際理解教育概論」に替えて、中等教育学科の「国際理解教育概論」を履修することができる。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追

加を認めない。

- 6 初等教育学科と中等教育学科における同一名称の専門教育科目のうち、以下の科目については、所属学科の授業科目を履修しなければならない。

|          |       |
|----------|-------|
| 教職に関する科目 | 教職論   |
|          | 教育学原論 |
|          | 教育史   |
|          | 教育心理学 |
|          | 学習心理学 |
|          | 教育行政学 |
|          | 教育社会学 |
|          | 学校経営  |

(履修登録単位数の上限)

第7条 履修登録単位数の上限は、1年間に49単位とする。

- 2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<基盤教育科目>

「企業情報特論」「インターンシップA」「インターンシップB」「インターンシップC」  
 「社会・産業実習」「産業課題研究演習」「グローバル研修IA」「グローバル研修IB」  
 「グローバル研修IC」「グローバル研修IIA」「グローバル研修IIB」「グローバル研修III」「ワ  
 インプロジェクト実習1」「ワインプロジェクト実習2」「ワインプロジェクト実習3」

<学芸員関連科目>

学芸員関連科目の全授業科目

<単位認定科目>

「検定英語（上級）」

<単位互換科目>

放送大学等、他大学との単位互換科目

- 3 本条第1項の定めにかかわらず、履修科目を登録する時点で前年度の取得単位数が30単位以上、かつ前年度 Grade Point Average（以下「GPA」という。）が3.0以上の者に対しては、年間57単位まで履修を認める。なお、取得単位数およびGPAには、卒業要件に含まれない科目の単位数は算入しないものとする。

(グローバル研修・検定試験による学修の単位認定)

第8条 国外の大学との協定に基づき実施するグローバル研修により取得した単位に対して「岡山理科大学グローバル研修規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

| 科目の区分  | 認定する授業科目名  | 単位数 |
|--------|------------|-----|
| 基盤教育科目 | グローバル研修IA  | 1   |
|        | グローバル研修IB  | 1   |
|        | グローバル研修IC  | 1   |
|        | グローバル研修IIA | 2   |
|        | グローバル研修IIB | 2   |
|        | グローバル研修III | 3   |

- 2 検定試験による学修を「岡山理科大学外部検定試験による単位認定に関する規程」に基づき、次のとおり単位を認定する。

| 対象学科 | 科目の区分  | 認定する科目名  | 単位数 |
|------|--------|----------|-----|
| 全学科  | 基盤教育科目 | 検定英語（上級） | 2   |

(単位の認定と学習の評価)

第9条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の評価基準によって行う。

| 評点        | 評価     | 判定    | Grade Point (GP) |
|-----------|--------|-------|------------------|
| 100点～90点  | S (秀)  | 単位認定  | 4                |
| 89点～80点   | A (優)  | 単位認定  | 3                |
| 79点～70点   | B (良)  | 単位認定  | 2                |
| 69点～60点   | C (可)  | 単位認定  | 1                |
| 59点～0点    | D (不可) | 単位不認定 | 0                |
| 受講・受験せず ※ | E      | 単位不認定 | 0                |
| 合格        | 0      | 単位認定  | —                |

|      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| 不合格  | X | 単位不認定 | — |
| 科目認定 | N | 単位認定  | — |

※出席時間数が授業科目における規定時間数の3分の2を超えていない場合又は期末試験等を受験していない場合。

2 GPA（履修した科目1単位あたりのGPの平均値）の算出方法は以下のとおりとする。

$$\frac{(S \text{ の単位数}) \times 4 + (A \text{ の単位数}) \times 3 + (B \text{ の単位数}) \times 2 + (C \text{ の単位数}) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下を切り捨てる。

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む。

※成績評価O、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない。

3 成績の概況を判断する指標として、GPAを用いる。また、GPAの値に対する成績の目安は次の表のとおりとする。

| GPA       | 成績の目安  |
|-----------|--------|
| 4.00～3.00 | 優秀     |
| 2.99～2.00 | 良好     |
| 1.99～1.50 | 普通     |
| 1.49～1.00 | やや問題あり |
| 0.99～0.00 | 相談を要す  |

4 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」（現時点では良好）、「I」（努力を要する）、「J」（相当な努力を要する）、「K」（単位修得の可能性なし）で表示し、学習指導上の参考とする。

（進級判定基準）

第10条 2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

2年次→3年次

| 学科     | 修得単位数  |        |    | 条件 |
|--------|--------|--------|----|----|
|        | 基盤教育科目 | 専門教育科目 | 合計 |    |
| 初等教育学科 | 14     | —      | 60 |    |
| 中等教育学科 | 14     | —      | 60 |    |

3年次→4年次

| 学科     | 修得単位数  |        |     | 条件                                       |
|--------|--------|--------|-----|--|
|        | 基盤教育科目 | 専門教育科目 | 合計  |  |
| 初等教育学科 | 24     | —      | 104 | 基盤教育科目の外国語系科目については、卒業要件を満たす6単位以上を修得すること。 |
| 中等教育学科 | 24     | —      | 104 |  |

※修得単位数合計欄は基盤教育科目、専門教育科目の合計とする。

※基盤教育科目のブランド系科目は6単位までを、進級・卒業に必要な総単位数、基盤教育科目単位数に算入することができる。

ただし、「ワインプロジェクト実習1・2・3」は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。

削除

（教育実習履修の要件）

第11条 初等教育学科の「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」並びに中等教育学科の「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修するには、次の要件を満たすものとする。

- (1) 1年次終了時における全履修科目のGPAが1.6に達していること。
- (2) 前号の基準を満たしていない学生については、2年次終了時における2年次の全履修

科目の GPA が 1.6 に達していること。

(3) 初等教育学科の「小学校教育実習Ⅰ」、「小学校教育実習Ⅱ」を履修するには、原則として3年次春学期終了までに次の科目を履修し、かつ「教育実習事前・事後指導」を履修中であることを必要とする。

- 「教科に関する科目」から8単位以上
- 「教職に関する科目」より次の科目区分の全必修科目
- 「教職の意義等に関する科目」
- 「教育の基礎理論に関する科目」
- 「教育課程及び指導法に関する科目」
- 「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」

(4) 中等教育学科の「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修するには、原則として3年次秋学期終了までに、所属コースの次の科目を履修し、かつ、「教育実習事前・事後指導」を履修中であることを必要とする。

- 「教科に関する科目」から12単位以上
- 「教職に関する科目」より次の科目区分の全必修科目
- 「教職の意義等に関する科目」
- 「教育の基礎理論に関する科目」
- 「教育課程及び指導法に関する科目」
- 「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」

(転学部・転学科・転コース)

第12条 学生が、他の学部へ転学部しようとするとき、又は教育学部内において転学科若しくは転コースをしようとする時は、学則第19条の規定を準用するものとする。

(卒業要件)

第13条 学則第33条に基づき、本大学に4年以上在学し、別表Ⅰに定める必修科目をすべて修得した上で、次に示す科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計124単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

| 科目区分   | 修得すべき単位数                                | 合計    |
|--------|---|-------|
| 基盤教育科目 | 34以上<br>※外国語教育科目は、卒業要件を満たす6単位以上を修得すること。 | 124以上 |
| 専門教育科目 | 80以上                                    |       |

(注)

- (1) 基盤教育科目及び専門教育科目の別表Ⅰの備考欄及び欄外の条件を満たすこと。
- (2) 基盤教育科目ブランド系科目は6単位までを卒業に必要な総単位数、基盤教育科目単位数に算入することができる。  
ただし、「ワインプロジェクト実習1・2・3」は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。
- (3) 学芸員関連科目は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。
- (4) 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は履修することができ、取得した単位は卒業、進級に要する総単位数(卒業所要単位124単位)に含めることができる。  
ただし、上記取得単位は、自学科専門教育科目の所要単位数に含めることはできない。

(教育職員免許状)

第14条 コースの区分に応じ、別表Ⅱに定める単位並びに卒業に必要な単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

| 学科     | コース        | 取得できる免許状                                |
|--------|------------|---|
| 初等教育学科 | 小学校教育コース   | 小学校教諭一種免許状                              |
| 中等教育学科 | 国語教育コース    | 中学校教諭一種免許状(国語・英語)<br>高等学校教諭一種免許状(国語・英語) |
|        | 英語教育コース    |   |
|        | 国際日本語教育コース |   |

(ブランドプログラムの修了認定)

第15条 次に示すブランドプログラムにおいては、プログラム毎に定める条件に基づき、修了を認定する。

|                |
|----------------|
| ブランドプログラム名     |
| IB教員養成プログラム    |
| ワインプロジェクトプログラム |

|                     |
|---------------------|
| 科学ボランティアリーダー養成プログラム |
| リーダー養成プログラム         |
| マナーマイスタープログラム       |

2 修了に必要な条件は別に定める。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、教育学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 29 年度入学生から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 29 年 9 月 1 日から適用する（第 6 条改正）。

この改正規程は、平成 29 年度入学生から適用する（第 6 条改正）。

附 則

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 30 年度入学生から適用する。

附 則

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 31 年度入学生から適用する。

附 則（令和元年 10 月 23 日 第 7 回大学協議会）

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日 第 12 回大学協議会）

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 3 年度入学生から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日 第 12 回大学協議会）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正規程は、令和 4 年度入学生から適用する。